

田浦地域運営協議会会則

(名称)

第1条 本会は、田浦地域運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、田浦地域内で暮らすすべての人々が互いに助け合いながら、地域の特性や実情にあった魅力あるまちづくりを実現するため、地域内の団体等のネットワーク化を図り、市と協働して地域自治を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 地域内の各団体間のネットワーク化
- (2) 地域内における問題解決への取組み
- (3) 市からの政策提言等に対して、地域の意見を集約して市への回答
- (4) 市への要望、提案
- (5) 地域のまちづくりに関する企画、立案及び実施
- (6) その他、協議会の目的達成に必要と認められる事項

(組織)

第4条 協議会は次の団体等で委員会を構成する。

- (1) 田浦町連合自治会
- (2) 長浦町連合自治会
- (3) 船越連合町内会
- (4) 田浦観光協会
- (5) 田浦地区社会福祉協議会
- (6) 田浦地区民生委員児童委員協議会
- (7) 田浦行政センター管内商店会(船越地域・田浦地域)
- (8) 田浦地区PTA
- (9) その他、協議会において承認を受けたもの

(委員)

第5条 協議会の委員は各構成団体代表のほか、各構成団体の推薦により委員会で承認する。

- 2 委員数は総数20名以内とする。
- 3 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補充により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会の役員は委員の互選とし、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長3名
- (3) 書記2名
- (4) 会計1名
- (5) 監事2名

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故または欠けたときはその職務を代理する。
- 3 書記は、協議会の運営に関わる庶務事務をおこなう。
- 3 会計は、本会の経理をおこなう。
- 4 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

(会議)

第9条 協議会の会議は委員会及び役員会とする。

- 2 会議は会長が招集し議長を務める。
- 3 会議は、委任状を含め構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって可決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 4 会長は緊急を要する事項または簡易な事項については、書面等による持ち回り委員会あるいは第10条の役員会において決することができる。
- 5 会長は前項の規定により決定した事項を、次の役員会において報告しなければならない。
- 6 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長が委員会または役員会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 会議の内容が個人情報等、非公開情報に係るものである場合
 - (2) 会議を公開することにより、協議会の運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合

(役員会)

第10条 役員会は第6条で定める役員をもって構成する。

- 2 役員会は、第3条に掲げる事業の具体化について審議する。
- 3 役員会は、委員会の決定を執行するとともに、委員会の議決を要しない事項を処理する。
- 4 役員会は、前項以外に本会に必要な事項を審議する。

(委員会)

第11条 第4条で定める委員会は、本会の議決機関であり、次の各号について審議し決議する。

- (1) 役員会からの提案事項
- (2) 本会の事業計画及び委員からの提案事項
- (3) 部会等の設置及び運営に必要な事項
- (4) 役員の選出事項
- (5) 予算及び決算
- (6) 規則の改廃
- (7) その他必要な事項

(部会等)

第 12 条 協議会は第 3 条の事業を遂行するにあたり、部会または分科会を設置することができる。

- 2 部会または分科会の長には、協議会の委員が就任するものとする。
- 3 部会または分科会を設置した場合の運営等に必要な事項は別に委員会で定める。

(会計)

第 13 条 協議会に関わる経費は、市からの交付金、補助金及びその他の収入を充てる。

- 2 会長は会計年度終了後すみやかに委員会に対して事業報告と会計報告をおこなわなくてはならない。

(会計年度)

第 14 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 15 条 協議会の事務局は、横須賀市田浦行政センター内に置く。

(その他の事項)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営その他軽易な事項については、役員会で協議のうえ決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 25 年 3 月 4 日から施行する。
- 2 田浦地域協働推進協議会会則（平成 20 年 7 月 1 日制定）は廃止する。